



広報

FUKAURA

ふかうら

No.313

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

沿道美化清掃にご協力を！

毎年春に実施している沿道美化清掃について、今年も町内会等各種団体の協力のもと、全町において沿道・海岸及びＪＲ沿線付近の一斉清掃を実施します。

自然を大切にし、さわやかできれいな町にするためにも、皆様のご協力をお願いします。

なお、沿道美化清掃のごみ集積場所に、家庭のごみを出さないようにしてください。そのようなごみは回収しませんので、ご理解をお願いします。

◆実施日 4月21日（土）

□問合せ先

町民課 町民生活係

Tel 74-2115

春の白神山地写真展を開催します

深浦町白神十二湖エコ・ミュージアムでは、地域の写真愛好家の方々が春の白神山地や十二湖の風景、貴重な生き物の姿をとらえた写真展を開催します。

皆様のご来館をお待ちしています。

◆期日

平成30年4月21日（土）～5月20日（日）まで

◆会場

深浦町白神十二湖エコ・ミュージアム

※午前9時から午後5時

（休館日…毎週月曜日。但し月曜日が祝日の場合は翌日。）

◆入館料 無料

□問合せ先

深浦町大字松神字松神山1-3

深浦町白神十二湖エコ・ミュージアム 十二湖森の会

Tel 77-3113

深浦交番の移転について

深浦交番は、苗代沢地区から岡崎地区（岡崎駐車場内）に移転新築となり、4月16日（月）から新交番での業務が開始となります。

新交番は、これまでの施設よりも設備が充実し、また勤務員の人数も変わらないことから、今まで以上の住民サービスを提供できるものと考えています。

なお、連絡先は移転後も引き続き、以下のとおりです。

今後、深浦交番に対するご支援をよろしくお願いいたします。

□問合せ先

深浦交番

Tel 74-2007



平成30年度予防接種のお知らせ

予防接種を受けて、大切なお子さんを様々な感染症から守るとともに、感染症の流行を防ぎましょう。接種する際は、予診票、母子健康手帳、健康保険証を必ずご持参ください。

■予防接種一覧

ワクチンの種類	対象年齢	標準的な接種期間	接種回数
1歳までに接種しておきたい予防接種			
H i b：ヒブ 初回	生後2か月～5歳未満	生後2～7か月未満	3回 27日以上の間隔 (標準27～56日) ※接種開始年齢により 回数が異なる
小児用肺炎球菌 初回	生後2か月～5歳未満	生後2～7か月未満	3回 27日以上の間隔 ※接種開始年齢により 回数が異なる
四種混合 I 期初回	生後3～90か月未満	生後3～12か月未満	3回 20日以上の間隔 (標準20～56日)
B C G	1歳未満	生後5～8か月未満	1回
B型肝炎	1歳未満	生後2～9か月未満	3回 2回目：1回目接種から 27日以上 3回目：1回目接種から 139日以上
1歳になったら接種する予防接種			
麻しん風しん混合 I 期	生後12～24か月未満		1回
H i b：ヒブ 追加	生後2か月～5歳未満 (I 期初回接種後7か月以上後)	初回接種後7～13か月後	1回
小児用肺炎球菌 追加	生後2か月～5歳未満 (生後12か月以降)	初回接種後60日以上 1歳以上1歳3か月未満	1回
四種混合 I 期追加	生後3～90か月未満 (I 期初回接種後6か月以上後)	I 期初回接種後 12～18か月後	1回
水痘	1歳以上3歳未満	1歳以上1歳3か月未満	2回 3か月以上の間隔 (標準6～12か月)
3歳になったら接種する予防接種			
日本脳炎 I 期初回	生後6～90か月未満	3歳	2回 6日以上の間隔 (標準6～28日)
4歳になったら接種する予防接種			
日本脳炎 I 期追加	生後6～90か月未満 (I 期初回接種後6か月以上)	4歳 (I 期初回接種後1年後)	1回
保育園の年長児になったら接種する予防接種			
麻しん風しん混合 II 期	小学校入学前の1年間（保育園の年長児）		1回
小学生で接種する予防接種			
日本脳炎 II 期	9～13歳未満	小学4年生	1回
二種混合	11～13歳未満	小学6年生	1回

※日本脳炎は、積極的勧奨の差し替えにより接種機会を逃した方がいます。その方々は、特例の対象として接種できますので、対象となるか必ず地域包括ケアセンターへお問合せください。

■指定医療機関

※電話等で予約してください。

指定医療機関	電話番号	曜 日	時 間	備 考
関診療所	0173-76-2109	診察日は接種可能。要問合せ。		予約は1週間前まで
岩崎診療所※	0173-77-3055	診察日は接種可能。要問合せ。		予約は1週間前まで
あじがさわクリニック (鰺ヶ沢町)	0173-72-5200	月～日	8:00～12:00 15:00～19:00 (土曜は17:00まで 日曜は午前のみ、9:00 から)	予約は1週間前まで ※不定休
七ツ石内科 (鰺ヶ沢町)	0173-72-2879	月～水 金、土	8:30～13:00 14:30～18:00	事前予約必要
こどもクリニックおとも (五所川原市)	0173-39-2151	インターネット予約（予約日が接種可能日となります。） HPをご覧ください。 予約サイト http://www.otomo-clinic.net		予約は前日12時まで
ねもとクリニック (能代市)	0185-52-8777	月～土	8:30～11:30 14:00～17:30 (水、土除く)	第3日曜は午前可 予約は1週間前まで
石川こどもクリニック (能代市)	0185-52-8558	月水金	14:30～16:00	予約は1週間前まで

※岩崎診療所につきましては、4月末までです。

□問合せ先 地域包括ケアセンター TEL 76-2042

特定健診を受ける前に社保等被扶養者は要チェック！

社会保険等の被扶養者の方は医療保険者から発行される特定健康診査受診券がないと、町で行う特定健診の際に受診出来ません（がん検診のみ受診対象になります）。

受診券は4月にご自宅へ加入されている保険者から直接送付されます。

県外で勤務されている方などの場合は、届出先の住所に送付されるため、お手元に届いていない場合もあります。加入者ご本人に今一度お確かめください。

なお、町から送付される総合受診票（窓付き茶封筒）とは別のものですので、お間違えのないようお願いします。

お手元に届いていない方など、ご不明な点は各医療保険証の発行元へお問合せください。

□問合せ先 地域包括ケアセンター TEL 76-2042

乳幼児健診を実施します

深浦町では、お子さんの健やかな成長と健康を願って乳幼児健診を実施しています。

対象となるお子さんには、個別に案内をさせていただきますので、ぜひ受診してください。
転入等で案内が届いていない場合は、下記までご連絡ください。

実施日	健診種類	対象児の生年月日	受付時間	場所
4月16日(月)	乳児健診	平成29年3月17日～ 平成30年1月16日生まれ	12:10～12:30	深浦町役場 文化ホール
4月23日(月)	1歳6か月児健診	平成28年7月1日～ 平成28年9月30日生まれ	12:30～12:45	
	3歳児健診	平成26年8月1日～ 平成26年10月31日生まれ	12:00～12:15	

□問合せ先 地域包括ケアセンター TEL 76-2042

ブックスタートについて

ブックスタートとは、赤ちゃんと保護者が絵本を通じてゆっくりと心ふれあうひとときを持つきっかけを作ることを応援する事業です。深浦町では、**乳児健診の対象になっている生後6か月から9か月のお子さんを対象に**、健診会場で絵本・読み聞かせアドバイス集の入った「ブックスタート・パック」をプレゼントしています。

対象になっているお子さんには、個別通知と一緒にブックスタートの案内とパックの引換券が送付されますので、必要事項をご記入の上、健診時にお持ちください。

□問合せ先 ふかうら文学館 TEL 84-1070

身体障害者相談員・知的障害者相談員を紹介します

町長から相談業務を委託されている身体障害者相談員と知的障害者相談員をご紹介します。

◆身体障害者相談員は、役場等の関係機関と連携を図りながら、身体に障害のある方の各種制度や悩みごとなどの相談業務を行います。

○身体障害者相談員

- ・竹越 司さん 深浦字浜町265 TEL 74-3815
- ・小野 修さん 北金ヶ沢字塩見形2-11 TEL 76-2271
- ・加藤 良春さん 黒崎字宮崎9-2 TEL 78-2077

◆知的障害者相談員は、役場等の関係機関と連携を図りながら、知的な障害のある方の養育や生活などの相談業務を行います。

○知的障害者相談員

- ・工藤 善吾さん 深浦字大館243-277 TEL 74-3262

□問合せ先 福祉課 福祉ふれあい係 TEL 74-2117

65歳以上の皆さんへ 平成30年4月から介護保険制度のここが変わります！

①深浦町の第7期介護保険料が決まりました

介護保険制度の見直しにより、介護保険財源の負担割合が65歳以上の方は22%→23%、40～64歳の方は28%→27%に変わり、65歳以上の介護保険料の所得段階は9段階に細分化されています。

今回の第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）を策定するにあたり、介護保険事業運営協議会において、介護給付費見込量、施設整備等を審議して第7期介護保険料が算出されました。

所得段階	対 象 者	平成30年度から平成32年度		基 準 額 に 対する割合
		月 額	年 額	
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	2,790円	33,400円	基準額 ×0.45
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	4,650円	55,800円	基準額 ×0.75
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	4,650円	55,800円	基準額 ×0.75
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	5,580円	66,900円	基準額 ×0.9
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	6,200円	74,400円	基準額 ×1.0
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,440円	89,200円	基準額 ×1.2
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	8,060円	96,700円	基準額 ×1.3
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	9,300円	111,600円	基準額 ×1.5
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	10,540円	126,400円	基準額 ×1.7

※平成30年から32年までの保険料年額については、100円未満切り捨て。

※今後、低所得者の方の介護保険料については公費により軽減されます。

□問合せ先 福祉課 介護保険係 TEL 74-2117

松くい虫及びナラ枯れ被害の予防について

■松くい虫及びナラ枯れ被害について

松くい虫被害は、体長2cm程度のマツノマダラカミキリという昆虫によって運ばれた線虫の一種であるマツノザイセンチュウ（体長1mm）がマツの木に侵入することで、マツが枯れてしまう伝染病です。町内で被害に遭う樹種はアカマツやクロマツなどです。

平成27年7月以降に広戸地区と追良瀬地区で松くい虫被害が確認され、伐倒くん蒸処理が行われています。

また、ナラ枯れ被害は、体長5mm程度のカシノナガキクイムシという昆虫が運ぶナラ菌によってミズナラやカシワなどのナラ類が枯れる伝染病で、平成28年10月以降、深浦町で発生しています。

↓マツノマダラカミキリの成虫



↓カシノナガキクイムシの成虫



▲おす ▲めす

■町民の皆さまへ

松くい虫及びナラ枯れの被害が、町内にまん延すると、農林水産業をはじめとする産業・経済のほか、町が誇る自然景観や観光資源などに大きな影響を及ぼします。

このため、以下の3点について住民の皆様のご協力をお願いします。

- ①マツノマダラカミキリとカシノナガキクイムシは、それぞれマツとナラ類を伐採した際に発生する臭いに集まる習性があるため、これらの昆虫の活動期（6月～9月）には、マツとナラ類を伐採しないようにしましょう。
- ②マツ丸太やマツ苗木、ナラ丸太を他県から持ち込むと県内に松くい虫被害やナラ枯れ被害を呼び込む可能性があるため、県内産のものを利用しましょう。
- ③松くい虫被害やナラ枯れ被害を防ぐためには、葉が黄色に変色したり、枯れたマツやナラ類を早い段階で取り除くことが大切です。

自宅の庭木や街路樹、山林など身の回りで枯れている、または枯れかかっているマツやナラ類を見つけたときは、町農林水産課または西北地域県民局地域農林水産部林業振興課、つがる森林組合深浦支所までお知らせください。

なお、被害を受けたマツの処理は法律によって森林所有者が行うこととされているところですが、現在、被害が定着しないよう被害木等の処理は、県が費用を負担して実施していますので、感染検査のための材片採取及び県が行なう被害木の駆除（伐倒・くん蒸など）について、ご了承くださいようご理解とご協力をお願いします。

□問合せ先

農林水産課 林業振興係

TEL 74-4411

西北地域県民局地域農林水産部林業振興課

TEL 72-6613

つがる森林組合深浦支所

TEL 74-2208

クマに注意!!

山菜採りのシーズンに伴い入山者が増え、クマと遭遇する可能性が高くなりますので、山に入る方は、クマに出会わない、被害にあわないための十分な注意をお願いします。

クマに出会わないために

あらかじめクマ出没
情報に注意し出没
地域には入らない

クマの足跡や糞など
を見つけた場合は、先
には進まず引き返す

必ず2人以上で
行動し、単独で
山に入らない

食べ残しや食べ物
の容器等を野外に
置かない

夕暮れや明け方は
クマが活発な時間
なので注意する

鈴や笛、ラジオなど
を身につけ、周りに音
を出しながら行動する



クマに出会ってしまったら



後ずさりし
ながら静か
に立ち去る

大声をあげた
り、攻撃した
り、背中を見せ
て走らない

子グマを
見ても決し
て近寄ら
ない

★クマを目撃しましたら

深浦町農林水産課までご連絡ください。

深浦町鳥獣被害防止対策協議会

（事務局 深浦町農林水産課 TEL 74-4411）

水稻育苗現地講習会の開催について(お知らせ)

温度管理・水管理に十分気をつけて丈夫な苗を育てよう！

育苗管理

(1) 育苗時の温度管理

表 育苗時期別の温度管理の目安

- ・育苗ハウスまたはトンネル内に温度計を設置し、随時温度を確認しながら、右表のとおり生育ステージに応じたきめ細やかな温度管理を行いましょう。

生育時期	日中の温度	夜間の温度
箱設置～出芽期	35℃まで	10℃以上
出芽期～1.5葉期	30℃まで	5℃以上
1.5葉期～3.0葉期	25℃まで	5℃以上
3.0葉期～3.5葉期	20℃まで	5℃以上

- ・おそ霜の恐れがあるときには、シルバーポリトウ等の被覆資材で苗を被覆して保温に努めましょう。また、折衷苗代では被覆資材で二重被覆するか、育苗箱の肩の高さまで湛水しましょう。
- ・田植え5～7日前からは、霜や強風の心配がない限り夜間もハウスやトンネルを開放し、外気に慣らして丈夫な苗に仕上げましょう。

(2) 水管理

- ・かん水は、床土が乾いて苗の葉先が巻き始めたら、午前中に育苗箱の下までしみ込むよう十分に行いましょう。
- ・折衷苗代では、床土が乾燥したら踏切溝（置床の間の通路部分）にかん水して水分の補給を十分に行いましょう。

水稻の育苗管理を中心に、下記の日程で現地講習会を開催します。

ご近所お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください！

開催月日：4月19日(木)



地 区 名	集 合 場 所	開 催 時 間
岩坂・柳田・関 北金ヶ沢・田野沢 晴山・風合瀬	農業環境改善センター (柳田地区集会所)	午前 9:30～10:00
追良瀬・麩木・松原	平岡四郎さんハウス前	午前 10:45～11:15
浜町・岡町 広戸・東野	岡町福祉センター御仮屋館前	午前 11:30～12:00
舩作・横磯 岩崎・沢辺	川口友喜さんのハウス前	午後 1:30～2:00
正久・森山	久田、稲田隆悦さん宅前	午後 2:10～2:40
松神・黒崎・大間越	松神コミュニティセンター	午後 3:00～3:30

□問合せ先

農林水産課

J A つがるにしきた深浦支店

TEL 74-4411

TEL 84-1001

認知症のため道に迷ったり、家へ帰れないなどの心配はありませんか？ ～大切な家族を守るために～

行方不明になる認知症の方は、はじめから目的もなく歩き回っているわけではありません。その方なりの目的や理由があります。しかし、歩いているうちに目的を忘れたり、方向が分からなくなり、道に迷ってしまうことがあります。

町ではそのような方の早期保護と介護者の負担軽減のため、事前登録事業や見守り用GPS端末機の利用料金の助成事業を行っています。

■行方不明などの心配がある方は「事前登録」を！

事前登録をしていただいた方が行方不明となった時、地域包括支援センターから協力機関へ迅速に行方不明情報を発信し、搜索の輪を広げます。

【対象者】 深浦町に住所を有する65歳以上で認知症による行方不明が心配される方です。

（65歳未満でも認知症による行方不明の心配がある方はご利用できますので、ご相談ください。）

【申請】 ご家族が「認知症高齢者等事前登録申請書」を地域包括支援センターにご提出ください。登録は無料です。登録の際は6か月以内に撮影した写真を地域包括支援センターにご持参ください。

【情報について】 事前登録情報は地域包括支援センターと、鯨ヶ沢警察署、深浦消防署で共有します。※登録情報は本事業に関わるもののみに使用し、適切な取り扱いが行われるよう十分配慮します。

■認知症高齢者見守り用GPS端末機の利用料金の助成

認知症による行方不明者の早期保護と介護者の負担軽減のため、GPSを用いた位置情報システムを利用したサービス機能の提供を受けるための初期料金を助成します。

【利用者】 認知症などによる行方不明のおそれがある高齢者を介護しているご家族です。

【助成について】 町で指定する事業者と契約し初期料金を支払った後、助成申請していただきます。助成額は初期登録料（6,372円）と6か月目までの基本利用料（4,146円）合計10,518円を助成します。7か月目以降の基本利用料（月々691円）は利用者負担となります。

※詳しくはお問合せください。

□申込・問合せ先 地域包括支援センター TEL 74-4421

「鯨ヶ沢町地域職業相談室」の利用案内

ハローワーク五所川原は、地域の皆さんの就職促進と利便性向上のため、「鯨ヶ沢町地域職業相談室」を設置しています。お気軽にご利用ください。

■所在地：鯨ヶ沢町大字本町209-2 鯨ヶ沢町中央公民館内（鯨ヶ沢町役場となり）

■利用時間：9：30～17：00（土曜・日曜・祝日、12/29～1/3を除く）

■業務内容：仕事探しや就職に関する相談、仕事の紹介、就職支援セミナーの開催、求人情報検索システムによる求人情報の提供（ハローワークと同様の求人情報を検索できます）

□問合せ先 鯨ヶ沢町地域職業相談室 TEL 72-3124

風しん抗体検査及び風しん予防接種の費用を助成します！

町では、妊婦への風しん感染を防ぎ、先天性風しん症候群の発生を予防するために、風しん抗体検査及び風しん予防接種の費用を助成します。

◆助成対象者

深浦町に住所がある20～49歳の方で次のいずれかに該当する方（風しん予防接種を既に2回以上受けたことがある方または風しんにかかったことが明らかである方は対象となりません。）

- (1) 妊娠を予定または希望している方
- (2) 妊婦の夫または同居家族（妊婦が抗体検査でHI抗体価32倍以上またはEIA価8・0IU/ml以上の確認ができた場合は対象となりません。）
- (3) 妊娠を希望している方の夫または同居家族（妊娠を希望している方が抗体検査でHI抗体価32倍以上またはEIA価8・0IU/ml以上の確認ができた場合は対象

となりません。）

◆助成期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

◆受け方

- ①町指定医療機関（関診療所、岩崎診療所）を受診
- ※岩崎診療所は4月末までです。
- ②申請書を記入
- ③風しん抗体検査を受ける（風しん抗体価が既に分かっている場合は不要）
- ④風しん抗体価が基準値以下の時のみ風しん予防接種を受ける
- ⑤町指定医療機関で受けた場合のみ助成となりますので、自己負担はありません。

◆持参するもの

- ・印鑑
- ・健康保険証（住所、年齢確認のため）
- ・妊婦の夫や同居家族は妊婦の母子健康手帳または写し（表紙と風しん抗体価の結果欄）

□問合せ先

地域包括ケアセンター
健康増進係
Tel 76・2042

深浦公民館の学習教室 ・生徒募集

深浦町公民館では、村井博美氏のご厚意により授業の補習や進学のための学習教室を開催します。考え方を身につけ、問題が解けるようになった喜びを体感しながら、レベルアップにチャレンジしてみませんか。

◆内容

授業の補習、進学のための受験勉強

◆定員

中学生、高校生各3人（先着順）

◆科目

中学生：英語と数学
高校生：英語と数学Ⅰ・A

◆日時

5月から毎週日曜日
中学生：10時から12時
高校生：14時から16時

◆場所

深浦町公民館1階「小会議室」

◆費用

無料（市販のテキストを使う時は、その購入費）

◆講師

村井博美（写真家：広島在住。
東京大学・京都造形芸術大学卒業）

◆申込締切

4月27日（金）
他の曜日と時間を希望される方はご相談ください。

□問合せ先

深浦公民館 Tel 74・2031

自動車税の納付は口座振替をご利用ください

県では、自動車税の口座振替の申込みを受け付けています。

平成30年度分から口座振替を希望される方は納税者本人の通帳と預金届出印を持参のうえ4月27日までに、取扱金融機関または地域県民局県税部にお申込みください。（自動車の買換えやナンバー変更により申込内容が変更となった場合は再度申込みが必要となります。）

□問合せ先

西北地域県民局県税部
納税管理課
Tel 0173・34・2111

（内線205）

深浦町要保護児童対策 地域協議会委員募集

町では、虐待をはじめとする児童・家庭問題に適切に対応していくために関係機関が連携をとりながら対策を進めていく「深浦町要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

今回、協議会委員の任期満了に伴い、町民の方から委員を募集します。

応募される方は、次の要領にてお申込みください。

◆応募資格

町内に在住する満20歳以上の方

◆募集人員

若干名

◆任期

平成30年6月から32年5月まで

◆応募方法

官製はがきに、住所、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、職業、電話番号を記入のうえお申込みください。

◆締切

4月27日（金）

◆結果通知

応募多数の場合は、地域、年齢、

職業等を考慮のうえ決定し、本人あてに通知します。

□申込み・問合せ先

地域包括ケアセンター

健康増進係

深浦町大字関字栃沢78-2

Tel 76-2042

相談支援サポートセンター「ねっと！ひまわり」開設!!

平成30年5月から西北地区特別支援連携協議会では相談サポートセンター「ねっと！ひまわり」を下記の場所に設置して遊びや学び、発達等に関する相談や支援を行います。詳しくは事務局までお問合せください。

◆対象者

乳児から高校生まで（ご家族や担任の先生も利用可）

◆相談料

無料

◆開設期間

平成30年5月から12月まで
毎週火曜日

※開設日はお問合せください

◆場所

地域包括ケアセンター！岩崎支所

□問合せ先

西北地区特別支援連携協議会

「ねっと！ひまわり」

事務局・青森県立森田養護学校

Tel 0173-262610

ごしよがわら圏域創業 相談ルームのご案内

当町では、五所川原圏域定住自立圏の2市4町（五所川原市、つがる市、鰯ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）の広域連携により、創業をめざす方や事業者の新たな事業展開を促進するため、「ごしよがわら圏域創業相談ルーム」を開設しました。

創業・起業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」が

構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、ご相談に応じます。

創業・起業に関心をお持ちの方から、具体的に創業・起業をお考えの方まで、ぜひご利用ください。

◆利用料金

無料

◆場所

五所川原市民学習情報センター
2階第2教室

五所川原市字一ツ谷5035

◆開設日時

毎週火曜日（第5火曜日除く）
10時～16時

※上記以外の日時でご希望の方は
ご連絡ください。

◆利用申込方法

「ごしよがわら圏域創業相談ルーム利用申込書」に記入のうえ、事前に申込予約が必要です。

※申込書については、深浦町役場観光課、岩崎支所、大戸瀬支所にあります。

□問合せ先

五所川原市経済部商工労政課

Tel 0173-352111

（内線2552、2553）

観光課 商工振興係

Tel 74-4412（直通）

深浦消防署・岩崎分署

平成30年

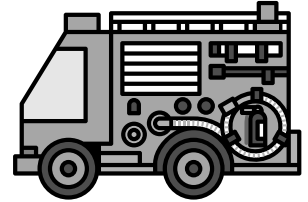
春の火災予防運動

平成30年4月9日(月)～4月15日(日)

【統一標語】

『火の用心 ことばを形に 習慣に』

県下一斉に春の火災予防運動が実施されております。
春は風が強く空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。日ごろから防火を心掛け尊い生命と貴重な財産を火災から守りましょう。

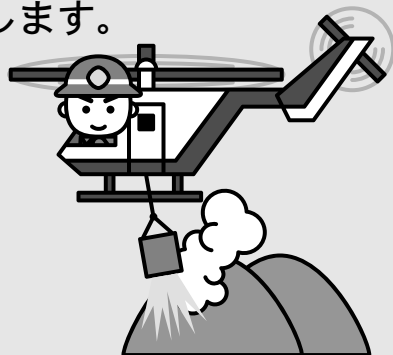


林野火災予防にご協力ください！

春は行楽や山菜採りのために山に入る人が増加するほか、農作業に由来する枯れ草焼きなどが頻繁に見られます。林野火災の原因の多くが人間の不注意などによることから、

- ・ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。
- ・ 火入れを行う際、許可を必ず受けること。
- ・ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと。
- ・ 火遊びはしないこと。

一人ひとりが森林の大切さを認識し、防災意識を高めることが最も大切です。貴重な森林を山火事から守るため、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



《お問い合わせは深浦消防署または、岩崎分署 予防係まで》

TEL 深浦消防署：74-2994 岩崎分署：77-2119